今月の経理情報

2004年12月

今回のテーマ: 税務調査の対応

1. 調査官が着目する主な調査項目と対応のポイント

調査項目		対応のポイント	
現預金の出納管理	・ 現預金残高と出納記録・小切 手類との照合	・ 日々の現金照合表の作成・ 個人名義の通帳や印鑑の混同には注意	
金庫・事務所内の 書類の確認	・ 社内および社外の貸金庫調査・ 役員・従業員の机の中身	· 会社と個人の区分の徹底 · 誤解をまねく資料の整理	
商品等のたな卸資 産の確認	・ たな卸在庫の原始記録の確認 ・ 原価計算の方法 ・ 評価損・廃棄損の妥当性	・ 預け・預り在庫の区分の徹底 ・ 評価損・廃棄損にかかる資料の整備	
固定資産・修繕費 の確認	取得価額・付随費用の取扱い除却の有無	・ 資本的支出と修繕費等の区分の明確化 ・ 契約書や証憑類は物件ごとに管理	
同族会社	・ 役員やグループ会社との取引 (金銭の貸借、不動産の賃 借、資産の売買)の妥当性・ 役員の私的関連費用の有無・ 同族関係者への給料の支払い	・ 契約書、稟議書、議事録等の整備・ 取引価額と適正相場との比較検討・ 公私混同の排除・ 資金の出所の明確化	
その他	経営全般の流れ売上・仕入等の計上時期人件費の実態確認他勘定交際費のチェック未払金等の内容確認貸倒損失の妥当性	 ・ 会社案内、組織図の準備 ・ 期末~翌期首の取引の確認 ・ 源泉徴収簿、タイムカード、人員名簿の整備と保管 ・ 経費支出先の明確化 ・ 債務確定の有無の確認 ・ 資料の整備 	

2. 調査後の対策と処理

税務調査の結果、増差税額が生じた場合は、自ら「修正申告」に応じるか、税務当局による「更正処分」が行われます。

	修正申告	更正処分
税務当局に対する異議申立ての権利	なし	あり(処分から2ヶ月以内)
所得金額が 4,000 万円以上の場合の公 示	あり	なし
増差税額の納付期限	申告書提出日	更正通知書が発せられた日の 翌日から1月以内

お見逃しなく!

- 1. 取引実態を確認するため、調査対象会社の取引先、取引銀行などへも税務調査(反面調査)が及ぶことがあります。
- 2. 税務調査とは関係なく自発的に行った修正申告の場合、過少申告加算税は課されません。